- 1 日時 平成 29 年 12 月 15 日 (月) 10:00~11:15
- 2 場所 富山県庁 4 階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 富山県都市計画審議会出席委員

・弁護士 細川俊彦

•(一財) 北陸経済研究所主任研究員 石 黒 厚 子

·富山県建築士会監事 小 見 美由紀

·富山県立大学教授 川 上 智 規

・金沢大学教授 髙 山 純 一

・県議会議員 井加田 ま り

・県議会議員 渡辺守人

・県議会議員 宮本光明

・県議会議員 岡崎信也

・北陸農政局長代理 渡 邊 勇 人 (農村計画課長)

・北陸地方整備局長代理 村 上 和 久(富山河川国道事務所副所長)

· 富山県警察本部長代理 専 徒 勝 司 (交通規制課長)

(2) 事務局

·富山県土木部都市計画課長 上 坂 展 弘

- 4 配付資料
- 次第
- ・配席図
- 名簿
- 条例等規程
- · 富山県都市計画審議会議案書
- 参考資料
- 5 議事

(議事)

議案第1号 富山南都市計画道路の変更について

議案第2号 産業廃棄物処理施設(南砺市)の敷地の位置について

(司 会)

それでは始めさせていただきます。まず、本日の第 174 回富山県都市計画審議会の開会に先立ちまして、審議会の定足数について申し上げます。

委員 19 名のうち 12 名のご出席を頂いております。内訳につきましては、委員の方が 11 名、臨時委員の方が 1 名です。半数以上のご出席でございますので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立をする旨ご報告いたします。

ここで、本審議会の委員に交代がありましたのでご紹介させていただきます。 中部経済産業局長におかれましては、波多野淳彦様に代わりまして富吉賢一様 に新たに委員としてご就任いただいておりますことをご報告いたします。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。お手元の方に、まずは審議会の次第と、中の方に配席図と審議会の委員名簿、都市計画審議会の議案書、条例等の規程が付いてございます。配付漏れ等ありましたら、お申し付けください。

次に、審議会の公開につきましてご説明させていただきます。本審議会は、 平成15年4月から原則公開といたしております。詳細につきましては、お手元 に配付してございます資料に本審議会の公開に関する取扱要領がございますの で、別途ご覧いただきたいと思います。ただし、個人情報の保護や本審議会の 公正・円滑な議事の確保等の観点から、要領の第2に規定する一定の事項の審 議につきましては、会長が本審議会に諮って非公開とすることができることと いたしておりますので、以上お伝えいたします。

なお、本審議会の審議結果および議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定でございます。それでは細川会長、よろしくお願いいたします。

(会 長)

ただ今より、第 174 回富山県都市計画審議会を開会いたします。審議に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は早く厳しい冬が到来したような感じがいたします。本日は北風が吹いている中、足元が悪い中をご足労いただきましてありがとうございます。例年12月に入りますと、優れた僧侶の方がその年のことを漢字一字で書きます。今年は「北」でした。寒空の下、先日子どもたちが凧を揚げておりました。寒空にもかかわらず、次々とロケットを撃ち放っている国もあるようですが、私が今申し上げた「北」はそういう意味ではございません。この「北」には、漢文で「逃げる」という意味があります。敗北という言葉があります。戦闘で負けると、逃げるのは北には決まっていません。南へ逃げることもあれば、西、東へ逃げることもありますが、敗北の「北」は逃げるという意味があります。

私が申し上げたいのは、とかく重要な議論にあっては、回避することが日本の文化に何となく働いているような気がします。本当に大切なことは議論しない。大学の先生方には周知のことかもしれませんが、社会科学の分野において

は重要なことは後回しにして論議をしています。この都市計画審議会はそういうことがあってはならないということで、これまで重要な論点については懇切丁寧に説明してきました。県民の付託に応えるように、後から議事録を見て納得できる、議論の筋道が分かる痕跡を残してきたつもりであります。今回も緊張を込めて、「北」に応じて、逃げるのとは反対に、真っ正面から議論に取り組んでいきたいと思います。皆さまの英知を発揮してくださることをお願い申し上げます。

それでは、第1に、審議会運営要綱の4条2項の規定によって、私から議事録署名委員を指名させていただきたいと思います。石黒厚子委員さんと川上智規委員さんにお願いいたします。よろしいでしょうか。皆さま、ご承認いただけますか。

本日は、都市計画法および建築基準法に基づいて、知事から審議会に付議されました2議題についてご審議いただきます。議案の第1号は富山南都市計画 道路の変更であります。事務局から、第1号議案について説明をお願いします。

2. 議事

(事務局)

ご苦労さまです。本審議会の事務局を司っております、県都市計画課長の上坂でございます。本日は年末のお忙しい中、委員の皆さまには本審議会にご出席いただき、大変ありがとうございます。

今日の審議会は、今会長からもありましたが、県から2件付議することにしております。まず、富山南都市計画道路の変更についてご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議案第1号 富山南都市計画道路の変更について

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。今の事務局の説明に対して、委員に皆さまにはご 意見・ご質問を賜りたいと思います。

(委 員)

提案内容に対して、反対というのではありません。ただ、この都市計画道路 の事業がどうしてこのようになっているのかが分からない点があるのでお尋ね したいと思います。

6 ページです。青が既成の市街地で、それ以降新しく市街化した所がピンク と伺いました。都市計画決定は昭和 33 年と 35 年に一部見直しということです から、普通であれば計画決定されている道路を全く無視したこういう市街地の 開発はあり得ないと思うのです。なぜここの道路整備をせずに、この区画整理 事業を認可したのですか。

当時はまだ大山町かもしれませんが、将来こういう道路ができるのは、都市計画決定されているわけですから事業者は分かっているはずです。普通であれば、こういう区画整理事業を認可するときには道路も造ることを前提にしないと難しいといいますか、都市計画道路を整備する絶好のチャンスだと逆に思うのです。それがそのようになされてなかったのはなぜなのかが一つ疑問です。

もう 1 点は、先ほどのこの線も計画路線とすれば計画幅員 8m なのに、なぜ 9m で整備されたのでしょうか。これも非常に不思議な点です。この 2 点についてご回答いただければと思います。

(事務局)

今ほどのご質問にお答えしたいと思います。図面の右側の上の方で、開発行為がなされております。調べますと、昭和 41 年と昭和 48 年に今ほどご指摘の部分の開発がなされております。

宅地などの開発を行う際には、現在の都市計画法におきましては、開発規模や、市街化区域内なのか、外なのかなどいろいろ条件がありますが、開発行為をしようとする者は許可を得なければならないことになっています。いろいろ調べてみますと、開発許可の制度自体は昭和 43 年の都市計画法の改正に合わせて創設されています。大山地域のような、いわゆる当時は未線引きの都市計画区域に開発許可制度が拡大されたのは昭和 49 年になっています。当時は、開発行為の許可が適用される以前に行われていたということが調べてみると分かりました。これが 1 点目です。

もう 1 点の、何で都市計画決定が 8m なのに 9m で整備されているかにつきましては、よく分かりません。すみません。

(委員)

分かりました。分からないものはどうしようもないですので。少し興味があったものですから。結構です。事情は分かりました。

(会 長)

41 年と 48 年に開発許可になった所は現状はどうなのですか。整然とした開発がなされているのですか。それとも乱開発みたいになっていますか。

(事務局)

きちんと区画割もされておりますので、整然とした街並みになっているかと 思います。

(会 長)

先ほど廃止する所で道路が現状ない所がありましたね。用地の取得はどうしているのですか。取得はしていないのですか。

(事務局)

一切されておりません。

(会 長)

今回廃止する所で、用地を取得して、それを抱えることになっている場所は あるのですか。ないのですか。

(事務局)

ありません。

(会 長)

他にありませんか。これは都市計画として合理的な考え方ということでよろ しいですか。

(委員)

いいと思います。これからも人口がそんなに増えません。先ほどありましたように、減っていきます。道路が本当に必要かというと、必ずしもそうではありません。

ただ1点だけ気になるのは、防災上の観点で、緊急自動車という消防車がきちっと入れるかどうかです。そこだけ検討いただければ、この都市計画道路をきちっと整備しなければいけないということではないと思います。先ほどのご説明の中では、新しく市街地として整備事業で団地開発をしている所は幅員 6mで道路ができているという話でした。6m あれば緊急自動車や消防車は十分入れるので大丈夫だと思います。

(会 長)

第1号議案について、ご意見・ご質問はございませんか。ないようでしたら、 第1号議案を原案どおり議決いたしたいと考えておりますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございました。続きまして議案第2号について、事務局からご説明をお願いします。

議案第2号 産業廃棄物処理施設(南砺市)の敷地の位置について

(事務局から議案第2号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の議案について、委員の皆さま方からご質問、ご意見はございませんか。

(委員)

実際に現場を見てきました。私は数値的なものは当然分かりませんが、当初の稼働の音は壁面でかなりマスクされていますので静かだという印象を得ました。

先ほどの騒音を測定したものを出していただきたいのですが。これを見ますと、先ほど当局の方からもご説明があったとおり、ユニック車の出発とパッカー車の出発で70デシベルを超える騒音になっているわけです。

たまたま搬送車が前を通っていきました。それはかなり大きな音でした。参 考までに、直近人家の方がたまたま外に出ておられたので、どんな状況かとい うお話も聞きましたが、基本的にそんなにうるさいという感じは受けていない のだと。ただ、パッカー車や車両が通るときには少しうるさいという話をお聞 きしております。できれば運行時の配慮があればよろしいのではないかと考え たところであります。以上です。

(会 長)

どういう配慮をすれば、車両の騒音が小さくなるとお考えですか。

(委員)

気持ちの問題だと思います。例えば通常のように搬送車が走ると、当然うる さいわけです。市道から搬入する通路を徐行程度にアイドリングするくらいの スピードで走っていただけば、気持ち静かではないかと思います。

(会 長)

徐行ですね。

(委 員)

そうですね。そういうことはできると思います。

(会 長)

管理外かどうかは分かりませんが、そういうことも許可に当たっては行政指導という形でできるわけですね。

(事務局)

貴重なご意見を頂きましてありがとうございます。

今ほどありました大型トラックの徐行の件に関しましては、このようなご意見があったということと、近隣住民からも少しうるさいということを事業者さんにお伝えしまして、さらに徐行を徹底するようにお伝えしておきます。

(会 長)

前回の測定で 50 デシベルを超える場所があったのですが、今回は超えていません。満たしています。測定の場所や時間でどれだけ変わったのかを分かりやすく説明していただけますか。

(事務局)

説明させていただきます。前回測定した日が2月27日でした。その時期は近くで道路工事を行っていたということで、工事車両が多く通過していたことが原因だったと思われます。

(会 長)

今回の測定で、同じ日ですが50未満と50を超えているところがありますね。 こことここの距離は非常に近いと思うのですが、何か障壁があるのですか。住 宅地で数値が低くなっているのです。

(事務局)

先ほど説明させていただきましたように、ブロック塀が設置されておりまして、そのブロック塀が音を吸収しているということであります。

(会 長)

そのブロック塀は住宅の人が造ったのですか。

(事務局)

事業者の方が造られました。

(会 長)

前回は2月27日でこの数字が出たわけですね。前回はこの中で測ったのではなかったのですか。ブロック塀の中側。住宅の中側。

(事務局)

中での測定はありませんでした。前回のご指摘を受けまして、今回は中での測定を行いました。

(会 長)

この測定について何かご意見はございますか。

(委 員)

測定法等に関しては、特に問題ないと思います。ただ、現地に行ったときには、今映っている下の建物の所の前にパッカー車が結構長い時間止まって作業

をしていたので、ものすごくうるさかったです。この人家の人が、よく文句を 言わないなという印象でした。壁で遮られているかどうかは分かりませんが、 近くに行った感じでは相当大きな騒音が出ていました。

今回の変更に伴って、パッカー車がその場所に停止する時間が増えるのか、 増えないのかが少し気になりました。

(会 長)

この作業車はずっとエンジンをかけているのですか。

(委員)

かけています。

(会 長)

エンジンをかけている必要のある作業ですか。

(委 員)

分からないです。

(事務局)

ご指摘いただきましてありがとうございます。ご指摘のあった所は、一般廃棄物の処理施設です。通常ですと、パッカー車は奥の施設に行きまして、そちらの施設の前に止まる、直接持ってくることはほとんどないと聞いております。恐らく、たまたまそちらで作業をされていたのかと思います。

今回の申請につきましては、一般廃棄物ではなくて産業廃棄物で、奥の施設 に直接搬入するので、直近の人家の前で作業することはあり得ないと思います。

(会 長)

あり得ないというよりは、やってはならない。そういうことはできますか。

(事務局)

はい。

(会 長)

行政指導を書いたものでもできますよね。後にそんなことは聞いていないと 言われても困るので、きちっとしておいた方がいいのではないでしょうか。

他にご意見はございませんか。もしないようでしたら、2 号議案はこれで議 決したいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは可決いたします。

今日の1号議案、2号議案は原案どおり議決しました。事務局から私の方に 連絡事項はございますか。

(事務局)

特にございません。

3. 閉会

(会 長)

それではこれをもちまして、第 174 回富山県都市計画審議会を終了いたしま す。皆さま方にはさまざまなご意見、ご議論をありがとうございました。

これから寒い季節に入ります。クリスマスとお正月も控えております。何か と火を使うことも多い季節になりましたので、安全で楽しいクリスマス、お正 月を迎えられますようご祈念いたします。今年の会議はこれで終わります。皆 さま、ありがとうございました。

平成 29 年 12 月 15 日

富山県都市計画審議会会長 細川俊彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員 石 黒 厚 子

富山県都市計画審議会委員 川上智規